

防衛省設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案三段表

○防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分、二重傍線ゴシック部分は修正部分)

修正後	原案	現行
<p>(内部部局の所掌事務)</p> <p>第八条 内部部局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 (同下)</p> <p>五 (同下)</p> <p>六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>七 (略)</p> <p>(官房長及び局長並びに防衛装備庁長官と幕僚長との関係)</p> <p>第十二条 官房長及び局長並びに防衛装備庁長官は、その所掌事務に關し、次の事項について防衛大臣を補佐するものとする。</p>	<p>(内部部局の所掌事務)</p> <p>第八条 内部部局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 第四条第五号、第七号、第十一号、第十二号、第十六号及び第十九号から第三十二号までに掲げる事務</p> <p>五 第四条第六号及び第八号から第十号までに掲げる事務に關する基本に關すること。</p> <p>六 (略)</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務に關する各部局及び機關の施策の統一を図るために必要となる総合調整に關すること。</p> <p>八 (略)</p> <p>(官房長及び局長並びに防衛装備庁長官と幕僚長との関係)</p> <p>第十二条 官房長及び局長並びに防衛装備庁長官は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長(以下「幕僚長」という。)が行う自衛隊法第九条第二項の規定</p>	<p>(内部部局の所掌事務)</p> <p>第八条 内部部局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 第四条第五号、第七号、第十一号、第十二号、第十六号及び第十九号から第三十一号までに掲げる事務(第三十条第一項第三号から第五号までに掲げるものを除く。)</p> <p>五 第四条第六号、第八号から第十号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事務に關する基本に關すること。</p> <p>六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七 (略)</p> <p>(官房長及び局長と幕僚長との関係)</p> <p>第十二条 官房長及び局長は、その所掌事務に關し、次の事項について防衛大臣を補佐するものとする。</p>

<p>第三十六条 防衛装備庁は、装備品等について、その職員の職務執行の適正の確保を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。</p>	<p>定による隊務に関する補佐と相まつて、第三条の任務の達成のため、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適切に遂行されるよう、その所掌事務に関し防衛大臣を補佐するものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>一 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について防衛大臣の行う統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）に対する指示</p> <p>二 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関する事項に関して幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について防衛大臣の行う承認</p> <p>三 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関し防衛大臣の行う一般的監督</p> <p>(新設)</p>
---	---	--